

別表十一(一の二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十一(一の二)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

(4)

(1)

卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。)

割賦販売法に規定する割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業

製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。)

(5)

その他の事業

6

1,000

8

1,000

(3)

金融及び保険業

3

1,000

区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時に租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の

当	期	繰	入	額	1	円	平成 23 年 改正 令 附 則 第 5 条 第 2 項 の 規 定 の 適 用	9	有・無
繰 入	期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額 (25 の 計)	2	貸 倒 実 績 率 (18)	3	貸 倒 実	前 3 年 内 事 業 年 度 (設 立 事 業 年 度 である 場合 には 当 該 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度) 末 に お け る 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額	10	円	
						(10) 前 3 年 内 事 業 年 度 に お け る 事 業 年 度 及 び 連 結 事 業 年 度 の 数	11		
						前 年 3 年 内 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度 末 に お け る 令 第 96 条 第 6 項 第 2 号 イ の 貸 倒 れ に よ る 損 失 の 額 の 合 計 額	12	円	
「7」欄 中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の9第3項」 ② 「区分番号」欄：「00392」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額						前 3 年 内 事 業 年 度 (設 立 事 業 年 度 である 場合 には 当 該 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度) 末 に お け る 令 第 96 条 第 6 項 第 2 号 ロ の 金 額 の 合 計 額	13		
						前 3 年 内 事 業 年 度 (設 立 事 業 年 度 である 場合 には 当 該 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度) 末 に お け る 令 第 96 条 第 6 項 第 2 号 ハ の 金 額 の 合 計 額	14		
計 算	繰 入 限 度 額 (2) × (3) 又は (4) × (5)	6	円	の 損 失 の 額 等 の 合 計 額	算	益 金 の 額 に 算 入 さ れ た 令 第 96 条 第 6 項 第 2 号 ニ の 金 額 の 合 計 額	15		
						貸 倒 れ に よ る 損 失 の 額 等 の 合 計 額 (12) + (13) + (14) - (15)	16		
繰 入	公 益 法 人 等 ・ 協 同 組 合 等 の 繰 入 限 度 額 (6) × $\frac{112}{100}$	7	円	の 損 失 の 額 等 の 合 計 額	算	(16) × $\frac{12}{100}$ 前 3 年 内 事 業 年 度 に お け る 事 業 年 度 及 び 連 結 事 業 年 度 の 月 数 の 合 計	17		
						貸 倒 実 績 率 (17) (11) (小数点以下 4 位未満切上げ)	18		
一 括 評 価 金 銭 債 権 の 明 細									
勘 定 科 目	期 末 残 高	売 掛 債 権 等 と み な さ れ る 額 及 び 貸 倒 否 認 額	(19) の うち 税 務 上 貸 倒 れ が あ っ た も の と み な さ れ る 額 及 び 売 掛 債 権 等 に 該 当 し な い も の の 額	個 別 評 価 の 対 象 と な っ た 売 掛 債 権 等 の 額 及 び 非 適 格 合 併 等 に よ り 合 併 法 人 等 に 移 転 す る 売 掛 債 権 等 の 額	法 第 52 条 第 1 項 第 3 号 に 該 当 す る 法 人 の 令 第 96 条 第 9 項 各 号 の 金 銭 債 権 以 外 の 金 銭 債 権 の 額	連 結 完 全 支 配 関 係 が あ る 連 結 法 人 に 対 す る 売 掛 債 権 等 の 額	期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 額 (19) + (20) - (21) - (22) - (23) - (24)	実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い も の の 額	差 引 期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 額 (25) - (26)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									
基 準 年 度 の 実 績 に よ り 実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い も の の 額 を 計 算 す る 場 合 の 明 細									
平成 27 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日 までの間に開始した各事業年度末 の一括評価金銭債権の額の合計額	28	円	債 権 か ら の 控 除 割 合 (29) (28) (小数点以下 3 位未満切捨て)	30					
同上の各事業年度末の実質的に債権と みられないものの額の合計額	29		実質的に債権とみられないものの額 (25 の 計) × (30)	31	円				

法 0301-1101-2